

# 建築物の耐震改修の促進に関する法律の規定による計画の認定事務取扱要領

〔平成9年3月25日〕  
〔建第1187号〕

最終改正 令和3年3月26日 住安第2378号

## 第1 趣旨

知事が行う建築物の耐震改修の促進に関する法律（平成7年法律第123号。以下「法」という。）第17条から第21条までに規定する計画の認定等に関する手続については、法及び建築物の耐震改修の促進に関する法律施行規則（平成7年建設省令第28号。以下「省令」という。）及び建築物の耐震改修の促進に関する法律施行細則（平成26年静岡県規則第4号。以下「細則」という。）に定めるもののほか、この要領の定めるところによる。

## 第2 耐震判定委員会

細則第3条第1号で知事が定めるものは、既存建築物耐震診断・改修等推進全国ネットワーク委員会規約第8条第2項に基づき登録された耐震判定委員会（以下「耐震判定委員会」という。）とする。

## 第3 計画の認定の申請書の添付書類

細則第4条第2号で知事が必要と認める書類は、次の表に掲げる書類とする。

書類の種類	明示すべき事項
付近見取図	・ 方位、道路及び目標となる地物
配置図	・ 縮尺及び方位 ・ 敷地境界線、敷地内における建築物の位置及び申請書に係る建築物と他の建築物との別 ・ 擁壁の位置その他安全上適当な措置 ・ 土地の高低、敷地と敷地の接する道の境界部分との高低差及び申請書に係る建築物の各部分の高さ ・ 敷地の接する道路の位置、幅員及び種類
各階平面図	・ 縮尺及び方位 ・ 間取、各室の用途及び床面積 ・ 壁及び筋かいの位置及び種類 ・ 通し柱及び開口部の位置 ・ 延焼のおそれのある部分の外壁の位置及び構造
基礎伏図	縮尺並びに構造耐力上主要な部分（建築基準法施行令（昭和25年政令第388号）第1条第3号に規定する構造耐力上主要な部分をいう。）の材料の種別及び寸法
各階床伏図	
小屋伏図	
構造詳細図	

#### 第4 建築主事の同意

法第17条第4項（法第18条第2項において準用する場合を含む。）の規定による建築主事の同意は、様式第1号による。

#### 第5 建築主事への通知

法第17条第10項（法第18条第2項において準用する場合を含む。）の規定による建築主事への通知は、様式第2号による。

#### 第6 計画の変更

- 1 法第18条第1項の規定による認定の申請は、様式第3号による変更認定申請書によるものとし、当該申請に係る変更前の認定通知書、変更部分を示す図書及び変更後の耐震改修の事業の内容についての耐震判定委員会による評定書を添付するものとする。
- 2 耐震判定委員会による評定に係る変更を伴わない変更であり、かつ、建築基準法施行規則第3条の2に該当する変更である場合は、省令第32条で定める軽微な変更と同等とみなす。
- 3 法第18条第1項の規定による認定をしたときは、様式第4号による変更認定通知書による。

#### 第7 認定しない旨の通知

知事は、申請のあった計画（計画の変更を含む。）を認定しないことを決定したときは、様式第5号により通知する。

#### 第8 報告の徴収

法第19条の規定による認定建築物の耐震改修の状況についての報告の徴収は、様式第6号による。

#### 第9 改善命令

法第20条の規定による改善命令は、様式第7号による。

#### 第10 計画の認定の取消し

法第21条の規定による計画の認定の取消しは、様式第8号による。

#### 第11 認定申請の取下げ

計画の認定を申請した者が計画の認定を受ける前に当該認定の申請を取下げようとする場合は、様式第9号による認定申請取下げ届の提出をするものとする。

#### 第12 工事のとりやめ

認定事業者が認定を受けた建築物の工事を取りやめようとする場合は、様式第10号による工事取りやめ届及び認定通知書の提出するものとする。

#### 第13 工事完了の報告等

- 1 知事は、認定事業者に対し、認定建築物の工事が完了した場合には、様式第 11 号による工事完了報告書及び工事監理の状況を写した写真の提出を求めるものとする。
- 2 知事は、1 に規定する工事完了報告書の提出を受けたときは、その職員に、認定建築物の工事が認定を受けた計画に従って行われているかどうかを検査させ、適切である場合は、様式第 12 号による工事完了確認書によりその旨を通知するものとする。適切でないと認める場合は、認定事業者に対し、その改善に必要な措置をとるよう求めるものとする。

#### 第 14 書類の提出部数

法、省令及びこの要領の規定により知事に提出する書類の部数は、省令に定めがあるものを除き、第 6 の 1 に規定する変更認定申請書にあっては正本 1 部及び副本 1 部、その他の書類にあっては 1 部とする。

#### 第 15 書類の経由等

- 1 法、省令及びこの要領の規定により知事に提出する書類は、当該建築物の所在地の市町の長を経由するものとする。
- 2 市町長は、1 に規定する書類の提出を受けたときは、当該市町の区域を管轄する土木事務所長の長を経由して知事に送付するものとする。
- 3 市町長及び土木事務所長は、1 に規定する書類の提出を受けたときは、様式第 13 号による台帳にその内容を記録してその処理の経過を明らかにしておくものとする。
- 4 市町長及び土木事務所長は、1 に規定する書類のうち省令第 28 条に規定する申請書の提出を受けたときは、実地調査の上、様式第 14 号による副申書にそれぞれ意見を付し、また市町長は様式第 15 号による進達書を添えて、送付するものとする。
- 5 市町長は、4 に規定する申請による認定が、建築基準法第 6 条第 1 項又は第 18 条第 3 項に規定する確認済証の交付があったものとみなされるものである場合には、静岡県建築基準法令取扱規程（昭和 49 年 4 月 1 日静岡県訓令甲第 2 号）に規定する様式第 1 号の 2 による現地調査票を添付するものとする。

#### 第 16 適用範囲

この要領は、知事が所管行政庁となる建築物について適用する。

##### 附 則

この要領は、平成 9 年 4 月 1 日から施行する。

##### 附 則

この改正は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。